

平成19年4月6日

各位

明治安田損害保険株式会社

火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検結果について

明治安田損害保険株式会社（社長 西 清二）は、ご契約にあたっての適切な業務運営をより徹底する観点から、現在、火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検を実施しております。

今般、平成19年3月末を完了予定としておりました、弊社保有データや申込書等から保険料に誤りのある可能性が高い火災保険のご契約、および企業のお客さま向け火災保険のご契約に関する保険料の適正性等の調査につきまして、その結果が判明いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

本件に関しましては、お客さまおよび関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

弊社では、引き続き、本点検を徹底して行なうとともに、お客さまの視点にたった適切な業務運営を確保するための業務改善を行ない、お客さまからの早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 点検の概要および結果

(1) 現在、弊社がお引受けしている火災保険約2万件（平成18年12月末現在の保有）について、「外壁ALC」、「2×4工法」などの建物の構造級別判定の誤り、割引の適用漏れの可能性が高いリテイル分野（個人のお客さま向け火災保険）のご契約71件をデータ抽出し、ご契約内容等の確認と保険料の適正性等に関し点検を行ないました。

点検の結果、71件のうち38件について、構造級別判定相違等により、差額保険料の返還が必要であることが判明いたしました。

(2) また、上記点検に加え、約2万件中621件のホールセール分野（企業のお客さま向け火災保険）の全契約（弊社単独・幹事）について点検を行ないました。

点検の結果、621件のうち46件について、割引の適用漏れや保険金額の設定誤り等により、差額保険料の返還が必要であることが判明いたしました。

弊社は平成17年4月の合併以降、リテイル分野を収束しておりますので、弊社が各種商品・サービスの主な提供先としておりますホールセール分野のご契約を重点的に点検してまいりました。

2. 今後の対応

- (1) 保険料の返還が必要であることが判明いたしましたお客さまへは、現在、お詫びならびにご説明のうえ、速やかに差額保険料の返還手続きを進めさせていただいております。
- (2) 弊社では、引き続き今後1年程度を目処として、保険期間が長期にわたる火災保険のご契約について、ご案内をお送りするなどの対応によりご契約内容の点検を行なってまいります。また、火災保険以外のご契約についても、満期更改手続き等の際に、順次ご契約内容の点検を行なってまいります。
- (3) 今回の点検により、保険料の返還が必要なご契約が判明したことを真摯に受け止め、再発防止にむけ、適正な募集態勢(代理店等に対する指導態勢やお客さまへの説明態勢など)の整備状況等の点検ならびに改善に努めてまいります。

お客さまおよび関係者のみなさまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

弊社では、本件に関するお客さまからのお問い合わせ等につきまして、引き続き、以下の専用フリーダイヤルにてお受けしております。

【お客さま専用お問い合わせ窓口】
<フリーダイヤル> 0120-588-924
<受付時間> 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く)
携帯電話・PHSからもご利用いただけます

以 上